

## 農業所得の申告

### ● 農業従事者

農業所得の申告は、領収書などの関係書類を集計し、収入と経費を記載した収支内訳書の提出が必要です。



また、個人や法人から賃金や作業料などを受け取った場合も申告が必要です。

### ● 小規模農家

水稲作付50アール未満の人は、調査票を市へ提出することで、収支内訳書の提出を省略できるため、市民税・県民税の申告時間が短縮できる場合があります。調査票は令和4年2月上旬頃に発送します。

### ● 田畑を小作に出している人

個人や法人から小作料を受け取った場合は、不動産所得として申告が必要です。

### ● 法人の代表者

法人の構成員が申告しやすいうよう、小作料、賃金、作業委託料、機械借上料などの項目別に支払金額をまとめ、構成員に配布してください。

● 国税務課 (☎025・520・5650)

## 償却資産(固定資産税)の申告

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有する法人や個人事業主は、令和4年1月1日現在の状況を申告期限までに申告してください。

### ● 市内で事業に使用している資産(使用可能な資産も含む)

※土地や家屋として評価されている資産や、軽自動車税、自動車税の対象となる資産は除く。 ● 令和4年1月31日⑨までに電子申告(eLTAx)または税務課、南・北出張所、各総合事務所へ書面で申告※電子申告の利用は事前に届け出が必要です。 eLTAxのホームページをご覧ください

### ● 国税務課 (☎025・520・5652)

### ● 建物を取り壊したら届け出を

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。住宅や車庫などの建物を取り壊したとき(一部分の取り壊しを含む)は、現況確認が必要です。必ず「家屋滅失届

詳しくは



出書」を提出してください。届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。届出書は、問合せ先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。 ● 国税務課 (☎025・520・5652)、各総合事務所

「冬」を提出してください。

届出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。

届出書は、問合せ先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

### ● 国税務課 (☎025・520・5652)

2)、各総合事務所



## 冬の交通事故防止運動

年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、注意力が散漫になりがちです。さらに、夕暮れの早まりや悪天候、路面の凍結・積雪、飲酒の機会の増加などにより、交通事故の多発が懸念されます。道路を利用する全ての人

が、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。

### ● スローガン

『冬の道譲る心で安全確保』



## ● 運動の重点

① 横断歩行者などの交通事故防止

早めのライト点灯で歩行者を早く発見し、周囲にも車の存在を知らせましょう。

### ② 飲酒運転の根絶

二日酔いでも飲酒運転になります。翌日に車の運転を予定しているときは、深酒を控えましょう。

### ③ 冬道の安全走行

冬道では速度を控え、車間距離を十分に確保し、慎重な運転を心掛けましょう。

● 市民安全課 (☎025・520・5661)

## 市内の空間線量率観測結果 10月も通常の範囲内でした

毎日午前9時

に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値(月間の平均値、最小値、最大値)は、いずれも通常の値である毎時0・016〜0・16マイクロシーベルトの範囲内でした。



● 環境保全課 (☎025・526・5111、内線2349)

## 坂口記念館の冬期一部休館

12月3日(金)〜令和4年2月10日(土)の月々金曜日は休館します(1月10日(月)・(祝)は開館)。なお、楽縫庵は事前予約により利用できます。

### ● 坂口記念館 (☎025・530・3100)

または頸城区総合事務所 (☎025・530・2311)

## 要援護世帯の除雪を請け負う個人の保険加入を市でとりまとめます

要援護世帯の除雪を請け負う個人を対象に、市がとりまとめて保険に加入します。請け負う見込みがある人は、高齢者支援課へ問い合わせてください。また、要援護世帯の人で、頼んでいる人は、その人に市による保険加入についてお知らせください。



● 高齢者支援課 (☎025・526・5111、内線1202) または各総合事務所

詳しくは

